

質問書に対する回答

(件名) 長野自動車道 一本松トンネル補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	入札前価格交渉時の打合せ内容、金抜設計書、単価表	<p>入札前価格交渉において、以下のような打合せがありました。</p> <ul style="list-style-type: none">・トンネル補強工に関わるものは、金抜設計書の単価項目で数量等が1式となっているものが該当する。・トンネル補強工以外は金抜設計書の数量どおり、特記仕様書、設計図書の仕様にて見積もりすること。 <p>この打合せ内容に則って入札書を作成した場合、改善技術提案書として提出した「技術提案に基づく工事工程表」の内容と、入札書とともに提出する単価表の数量に差異が発生し、実際に施工可能な金額に対して入札額にも差異が生じる場合が考えられます。</p> <p>例えば、金抜設計書における単価表のトンネル補強工以外に関わる各々の項目において、改善技術提案書に基づく数量と設計数量が異なる場合、具体的な仮の例として交通規制工（B-4頁 番号41）の回数で考えると次のようになります。</p> <p>設計数量（2回）による単価表項目の金額： 2回×10,000円/回（見積単価） =20,000円</p> <p>改善技術提案書における数量を仮に（1回）とした場合の単価表項目の金額： 1回×10,000円/回（見積単価）=10,000（実際に施工可能な金額）</p> <p>以上のような場合で、この番号41の交通規制工の単価表項目の金額を10,000円として設計数量2回で考えると入札額のこの項目の単価は、5,000円/回となります（2回×5,000円/回=10,000円）。結果、当初見積もった単価10,000円/回より安価となってしまいます。この場合契約後の設計変更協議において仕様書、数量の変更とともに単価の見直し変更も協議頂けると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>トンネル補強工（単価表55-64）及び付随する項目（単価表38.40.42.46.48.50.53.54）以外の単価項目については、設計図書に示す設計数量に基づき費用を計上してください。</p> <p>なお、契約締結後の施工において、設計図書に示す仕様等の変更を発注者が必要と認める場合には、協議いたします。</p>